

地方独立行政法人市立大津市民病院の重要な財産を定める条例の制定について

平成28年11月28日提出

大津市長 越 直 美

地方独立行政法人市立大津市民病院の重要な財産を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「法人」という。）の重要な財産に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法人の保有する財産であつて、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額が30,000,000円以上の不動産（土地にあつては、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)

第3条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、その適正な見積価額）30,000,000円以上の不動産（土地にあつては、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。

地方独立行政法人市立大津市民病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について

平成28年11月28日提出

大津市長 越 直 美

地方独立行政法人市立大津市民病院への職員の引継ぎに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人市立大津市民病院への職員の引継ぎに係る本市の内部組織を定めるものとする。

(職員の引継ぎに係る内部組織)

第2条 法第59条第2項の条例で定める本市の内部組織は、次に掲げるものとする。

- (1) 大津市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成28年条例第 号）による廃止前の大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第37号）第1条第2項に規定する大津市民病院
- (2) 大津市民病院付属看護専門学校条例を廃止する条例（平成28年条例第 号）による廃止前の大津市民病院付属看護専門学校条例（昭和58年条例第35号）第2条に規定する大津市民病院付属看護専門学校
- (3) 大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成28年条例第 号）による廃止前の大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成7年条例第49号）第3条第2項に規定する大津市立介護老人保健施設ケアセンターおおつ

附 則

この条例は、地方独立行政法人市立大津市民病院の成立の日から施行する。

議案第 201 号

大津市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について

平成 28 年 11 月 28 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例

大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 37 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方独立行政法人市立大津市民病院の成立の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日の属する事業年度に係るこの条例による廃止前の大津市病院事業の設置等に関する条例第 9 条第 1 項の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。

議案第 202 号

大津市民病院付属看護専門学校条例を廃止する条例の制定について

平成 28 年 11 月 28 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市民病院付属看護専門学校条例を廃止する条例

大津市民病院付属看護専門学校条例（昭和 58 年条例第 35 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、地方独立行政法人市立大津市民病院の成立の日から施行する。

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について

平成28年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例を廃止する条例

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成7年条例第49号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方独立行政法人市立大津市民病院の成立の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日の属する事業年度に係るこの条例による廃止前の大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例第9条第1項の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。

（大津市重要な公の施設に関する条例の一部改正）

- 3 大津市重要な公の施設に関する条例（昭和56年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第11号から第17号まで」を「別表第10号から第16号まで」に改める。

別表中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

議案第204号

地方独立行政法人市立大津市民病院の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例
の制定について

平成28年11月28日提出

大津市長 越 直 美

地方独立行政法人市立大津市民病院の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例
(大津市高度医療機器等整備基金条例の廃止)

第1条 大津市高度医療機器等整備基金条例(平成13年条例第54号)は、廃止する。

(大津市特別会計条例の一部改正)

第2条 大津市特別会計条例(昭和39年条例第16号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(1) 病院事業債管理特別会計 病院事業債管理事業

(大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第53号)の一部
を次のように改正する。

第2条第1項中「及び第3号」を「から第3号まで」に改め、同条第2項第1号中「を定め
て任用される職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1
項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員
を除く。)」を加え、同項第2号中「非常勤職員」の次に「(地方公務員法第28条の5第1項
又は第28条の6第2項の規定により採用された職員を除く。)」を加え、同項第3号中「(昭
和25年法律第261号)」を削る。

(大津市情報公開条例の一部改正)

第4条 大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第18条の2」に改める。

第2条第1項中「議会」の次に「並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「、実施機関の職員」の次に「（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加え、同項第2号中「施設」の次に「又は市が設立した地方独立行政法人の施設」を加える。

第7条第1号ウ中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第18条第3項中「施設」の次に「又は市が設立した地方独立行政法人の施設」を加える。

第3章中第19条の前に次の1条を加える。

（市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第18条の2 市が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

第22条の見出しを削り、同条中「市政情報が」を「その保有する情報が」に、「市政情報の提供」を「情報の提供」に改める。

（大津市個人情報保護条例の一部改正）

第5条 大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第16条～第47条）」を削り、「第45条」を「第44条の2」に改める。

第2条第1項中「議会」の次に「並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「、実施機関の職員」の次に「（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加え、同条第7項中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第7条第2項第8号中「地方独立行政法人」の次に「（市が設立した地方独立行政法人を除く。第12条第2項第3号において同じ。）」を加える。

第3章第4節中第45条の前に次の1条を加える。

（市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第44条の2 市が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為

為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

第48条第1項第2号中「施設」の次に「又は市が設立した地方独立行政法人の施設」を加える。

(大津市附属機関設置条例の一部改正)

第6条 大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市民病院経営評価委員会の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「法人」という。）の成立の日から施行する。

(大津市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際第4条の規定による改正前の大津市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧情報公開条例の規定により市長に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、法人がした処分その他の行為又は法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(大津市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際第5条の規定による改正前の大津市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に旧個人情報保護条例の規定により市長に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後においては法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、法人がした処分その他の行為又は法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

議案第205号

地方独立行政法人市立大津市民病院中期目標を定めることについて

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人市立大津市民病院が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定めることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月28日提出

大津市長 越 直 美

地方独立行政法人市立大津市民病院中期目標

前文

大津市民病院（以下「市民病院」という。）は、市民が住み慣れた地域において安心して良質で高度な医療が受けられるよう、病院、診療所、行政機関などの関係機関と連携して地域医療の充実したまちづくりの推進に寄与してきた。また、市民の生命と健康を守る公立の医療機関として、昭和12年4月に開設されて以来、これまで長年にわたり地域医療の中核を担い、市民の安全・安心を支援してきた。

しかし、現在の市民病院は、他の公立病院と同様に、国の医療政策（診療報酬改定等）の変化の下で、滋賀県地域医療構想における将来の医療需要及び地域の医療ニーズに対し、十分な対応を迅速かつ適切に実施し続けるには、厳しい経営状況にある。特に、財務面においては、近年、医業収益（入院・外来収益）の増加に対して費用の増加が過大（内部要因としては主に人件費の増加が、外部要因としては地方公営企業会計制度見直しや消費税率の引上げなどが挙げられる。）となり、恒常的に純損失を計上し、経営状況が悪化している。その結果、資金繰りが悪化し、今後、経営を持続していくのは極めて厳しく、危機的な状況に陥っている。

このような中、平成26年2月に「大津市民病院あり方検討委員会」を設置し、議論を重ねた結果として同年9月に提言を受け、さらに、平成27年2月に「大津市民病院経営形態検討委員会」を附属機関として設置し、市民病院の経営形態の見直し及びそれに関する留意点について審議された結果、同年7月に「地方独立行政法人化が相対的に相応しい」との答申が提出された。

地方独立行政法人への移行は、これまでの地方公営企業法（昭和27年法律第29号）の規定が一部適用される地方公共団体の枠組みを離れることにより、経営の自由度を高め、責任体制を明確にするとともに、政策医療を確実に実施することが可能なことから選んだ選択肢であり、移行するだけで自動的により良いサービスの提供や経営状況の抜本的改善が実現するわけではない。

市民病院が公立病院として存続するためには、市民から信頼される病院であるとともに、独立採算の原則に基づき、健全な経営を行うことが重要である。そのため、経営改善には真摯に取り組まなければならない。

具体的には、地域医療における市民病院の位置付けを明確にした上で、中長期的視点での経営戦略の策定及びそれを実現するための経営の効率化（コスト管理の徹底、入院単価及び外来単価の向上、紹介率・逆紹介率の向上、医療環境への対応など）が必要であり、経営管理（組

織体制と人材の確保、経営計画の改善、経営状況の可視化など）の強化が重要である。これらを実行することにより、地方独立行政法人への移行の実効性が担保される。

一方、滋賀県保健医療計画（以下「保健医療計画」という。）において、公立病院である市民病院は、大津保健医療圏域（以下「圏域」という。）の中核的医療機関として病院間連携及び病診連携の中心になるとともに、地域の医療ニーズや圏域全体のバランスを考慮し、効果的で効率的な医療機能の充実が図れるよう医療水準の向上に努めることが求められている。また、保健医療計画の一部として滋賀県地域医療構想が策定されていること、市民病院と同じ圏域に同等規模以上の病院が存在していること及び圏域を越えて患者が流出していることを踏まえるとともに、経営状況を念頭に置いた上で、今後、市民病院は、圏域において担っていく役割及び果たすべき機能を見極め、地域の医療機関との機能分化を図り、連携を強化し、地域医療支援病院として適切な医療サービスの提供に努めなければならない。

取り巻く経営環境が大きく変化し、かつ、厳しくなる中、市民病院が、公共性、透明性及び自主性という地方独立行政法人制度の特長を生かし、医師を始めとする優秀な人材を確保・育成し、職員一丸となって経営改善に取り組み、経常収支における利益計上を目指すとともに、中期計画の策定に際しては、この中期目標を確実に達成するために具体的な数値目標の設定を行い、進捗管理することを求めるものである。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間（以下「目標期間」という。）は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

市民病院は、前文を踏まえた上で、地域医療に貢献し、また、「すべての患者さまの価値観を尊重し、生きる喜びと希望を大切にする医療を行います」という理念を具現化するため、信頼できる対応並びに患者や家族のQOL（クオリティー・オブ・ライフ）及びQOD（クオリティー・オブ・デス）の向上を意識した治療に努めること。

1 市民病院としての役割

市民病院は、限られた経営資源を最大限活用し、市民に身近な病院として次の役割を果たすこと。

(1) 5疾病に対する医療の提供

ア 地域がん診療連携支援病院として、クリニカルパス（治療や検査に当たってどのような処置を行うのか、その実施内容や順序を記載した診療計画又は入院治療を終えて在宅

医療への円滑な移行と継続した治療を提供するための連携ツールとなる診療計画のことをいう。)などを用いてがん診療連携拠点病院と連携し、圏域において専門的ながん医療の提供を行うとともに、相談支援体制の構築やがん予防にも積極的に取り組むこと。また、緩和ケア病棟を維持すること。

イ 脳卒中の症例に対し専門的な治療を行い、リハビリテーションを実施すること。

ウ 急性心筋梗塞の症例に対し速やかに初期治療を行い、リハビリテーションを実施すること。

エ 糖尿病に関する専門治療及び慢性合併症治療を行うこと。

オ 精神科を掲げる病院として、多くの疾患の背景にある心身相関のメカニズムを探り、患者の抱える問題の軽減、解決に努めること。

(2) 4事業に対する医療の確保

ア 救急告示病院として、ベッドコントロール（適切な病床を効率的に運用するための管理及び調整をいう。）を実施し、二次救急患者の入院受入れ体制を確保すること。

イ 災害拠点病院として、災害医療において中心的な役割を担い、災害発生直後のDMATの派遣、重篤救急患者の救急医療を行うための診療、患者等の受入れや搬出を行う域内及び広域医療搬送への対応等の円滑な実施並びに具体的な事象を想定した訓練の実施を行うとともに、研修への積極的な参加やマニュアルの見直しを行うこと。

ウ 小児科を掲げる病院として、小児疾患全般を幅広く診療し、対応困難な症例に対しては三次医療機関や専門医療機関と連携すること。

エ 周産期協力病院として、通常分娩に加え、合併症を持った妊婦など中等度のリスクのある分娩に対応し、ハイリスク妊産婦・新生児に対しては総合周産期母子医療センターと連携して二次医療を提供すること。

(3) 感染症への対応

第一種及び第二種感染症指定医療機関として、感染症による患者及び健康危機事象の発生時において、市及び関係機関と連携・協力し、早期の収束に向けて、迅速に医療の提供を行うこと。

(4) 予防医療の提供

人間ドックを始め、がんなどの医療需要に対応した検診オプションの追加や予防接種など、市民に対して予防医療の提供を積極的に行うこと。

2 地域の病院、診療所等との機能分化及び連携強化

(1) 地域医療支援病院としての役割

地域医療支援病院として地域医療の確保のために必要な支援を行う役割を担い、かかりつけ医との機能分化・連携を更に深め、紹介及び逆紹介を推進し、目標期間内に紹介率を60パーセント以上、逆紹介率を80パーセント以上にすること。

(2) 地域での病院機能とその役割

ア 保健医療計画を踏まえ、医療機関として急性期患者を早期に急性期から脱するよう入院機能の質及び効率性を高めるとともに、地域の回復期、慢性期及び在宅医療機能を担う施設との機能分化・連携を強化し、患者の容態及びニーズに合った適切な場所で医療の提供を行うことができるようにすること。

イ 地域の医療関係者等のニーズに応じ、高度な専門知識を有する看護職等による教育的及び技術的支援を行うこと。

(3) 在宅医療・介護との連携強化

ア 地域包括ケアシステム構築の役割を担い、患者が在宅医療へ円滑に移行することができるよう支援するため、訪問看護ステーションの機能強化並びに在宅医療及び介護関係機関との連携による入退院支援の強化を図ること。

イ かかりつけ医との連携を強化し、在宅患者の急変増悪時等、在宅医療の後方支援を図ること。

(4) 関係機関との連携強化

市民病院として、市の保健福祉部門を始めとした関係行政機関、医師会等との連携を図ること。

3 市民・患者への医療サービス

(1) 市民・患者の求める医療サービスの提供

入院及び外来の患者に対し、患者満足度調査（医療の質、外来での待ち時間、院内環境など）を定期的の実施し、患者の求める医療サービスの向上を図ること。また、患者から寄せられた意見とそれに対する回答及び事後対応を公開すること。

(2) 職員の接遇の質の向上

医療関係者に対し、接遇研修を定期的の実施するとともに、アンケート結果を基に病院全体の接遇の質の向上に努めること。

4 医療の質の向上

(1) 医療の安全の徹底

- ア 第三者による医療の質に関する評価を受け、継続的に業務改善活動に取り組むこと。
- イ 個人情報適切に管理し、インフォームド・コンセント（患者が自ら受ける医療の内容に納得し、及び自分に合った治療法を選択することができるよう、患者に分かりやすく説明をした上で同意を得ることをいう。）を徹底し、信頼性の向上に努めること。
- ウ インシデント（ヒヤリ・ハット事象）の報告及びその防止対策を医療安全管理委員会を通じて周知し、定期的に医療の安全に関する研修を行い、安全管理に対する意識の向上を図ること。
- エ 院内感染に対する効果的な予防対策を周知し、院内感染予防マニュアルを充実させ、感染防止に取り組むこと。

(2) 診療データ分析による医療の質と効率性の標準化

診療データを適時に分析することができる体制を整備し、医療の質と効率性を評価するとともに、標準化のためにクリニカルパスの整備を促進すること。

(3) セカンドオピニオンの推進

患者の視点に立ったセカンドオピニオン（医師の診断や治療法について、患者が別の医師の意見を求めることをいう。）を推進し、患者が納得できる医療を目指すこと。

(4) 市民への医療の質に関する情報発信

市民病院ホームページにおいて診療方法及び診療実績の情報を公開すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

市民病院は、前文を踏まえた上で、徹底した業務運営の改善に取り組み、また、地方独立行政法人制度の特長を十分に生かし、意思決定の仕組みや指示系統の再構築を行い、業務運営の抜本的な改善を行うこと。

1 経営の効率化

- (1) 近隣の病院や診療所と連携を図り、機能分化を進めること。
- (2) 市民病院の現状に関する客観的事実（診療科別の収支及びその分析結果、現在の需要の推移など）を明示し、中長期的な役割を見極めた上で、診療科目の再編及び集約化を行うこと。
- (3) 前号を踏まえ、病床数の適正化を図ること。
- (4) 限られた経営資源を最大限活用するために、投資に対する効果を毎年度検証すること。

2 管理体制の強化

- (1) 経営体制の強化

ア 理事長は、機敏で柔軟な判断をし、優れた経営感覚を発揮すること。

イ 市民病院に関する情報について、適切なデータを用いて適切なタイミングで状況を把握し、情報を共有するとともに、現場の改善を促すこと。

(2) 内部統制の強化

内部監査機能の構築や各種業務体制の整備及び適正化を行うことで、内部統制の強化を図ること。

(3) コンプライアンスの徹底

目標期間開始までに規則等を制定し、法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）を徹底すること。

3 優れた人材の確保と意識改革

(1) 法人職員の確保

病院運営における専門性の高い職員を法人職員として確保し、育成すること。

(2) 職員の意識改革とモチベーションの向上

ア 市民病院の理念並びに中期目標及び中期計画を全職員に浸透させ、日々、これを認識しながら業務遂行ができるように、情報を発信し、共有できるよう取り組むこと。

イ 経営改善に向けて職員の意識改革を行うために、毎月の経営状況及び四半期ごとの財務状況を職員に対して説明すること。また、中期目標及び中期計画の達成に向けた個別目標を設定し、職員が一丸となって経営改善に取り組むこと。

ウ 職員のモチベーション向上に寄与する人事トータルシステム（能力主義人事を効率的に行うために、人事管理をトータルで捉え、人事考課基準や昇格・昇進などをシステム化し、公正な処遇と能力の開発を目指す人事管理制度をいう。）を構築した上で、勤務実態等を常に検証し、運用すること。また、業務の外注化を推進し、組織の簡素化及び適切な人材配置を実施すること。

エ かかりつけ医等を市民病院の顧客と捉え、地域との機能分化・連携を強化するための人材を育成すること。

(3) 研修体制の強化

医療サービス向上のために必要となる研修の充実と研修実施に関する体制を強化することで、全職員が的確に研修を受けることができるようにすること。

第4 財務内容の改善に関する事項

市民病院の財務状況は、平成27年度決算で15億6千7百万円の純損失を計上し、累積欠

損金は154億8千7百万円で過去最悪となった。また、資金繰りについても、本業の資金収支により必要な設備投資や債務の償還を賄うことができず、現金預金残高は大幅に減少して1億4千万円になるとともに、総資産194億7千9百万円に対して自己資本は16億5千7百万円になるなど、今後、経営を継続していく上で極めて厳しい危機的な状況に陥っている。

病院経営は、医療サービスの受益者からの収入をもって医療サービスの提供に必要な経費に充てる独立採算を原則とした経営を目指すべきである。

これらのことを全ての職員が強く認識し、徹底した経営改善に取り組み、目標期間内に、単年度資金収支ゼロ以上並びに経常収支比率及び医業収支比率100パーセント以上を達成すること。

1 単年度資金収支ゼロ以上並びに経常収支比率及び医業収支比率100パーセント以上を達成するために講じる施策

平成22年度から平成27年度までの6年間で医業収益に占める退職給付費を除く人件費比率が55パーセントから62パーセントに上昇していることから、収益の向上や人件費の抑制を実現することにより、同比率55パーセント以下を実現すること。

(1) 収入及び収益の向上策

ア 法改正や診療報酬改定に対して迅速に対応し、医療環境の変化に応じた適切な対応に努め、収入を確実に確保すること。

イ 医療行為の標準化及び適切なベッドコントロールにより、疾患別に在院日数の最適化を図ること。これにより、入院単価が全国同規模のDPC対象病院の中央値を上回るよう努めること（平成27年度における市民病院の入院単価は5万5千円、全国同規模のDPC対象病院の入院単価の中央値は5万6千円（一般社団法人日本病院会報告書による平成27年6月の単価））。

ウ 新規入院患者を増加させることで13万3千人以上の入院患者数を確保し（平成27年度は13万2千人）、病床利用率を82パーセント以上に向上させる（平成27年度は73.9パーセント）などにより増収を図ること。

エ 診療報酬によらない料金の設定については、費用及び周辺施設との均衡を考慮した上で、適時、適正な価格に改定すること。また、差額ベッド収入などのサービス向上による収益増加策を実施すること。

オ 診療報酬の適正化に努めるとともに、請求漏れ、誤請求を縮減するよう査定率及び返戻率の管理及び改善をすること。

カ 未収金の早期回収を図り、未収金の発生防止及び回収をマニュアル化することで適正な債権管理を図ること。

(2) 支出及び費用の削減策

ア 退職給付費を除く人件費について、目標期間内に平成28年度予算比で5億4千万円削減し、人件費の適正化を図ること。

イ 医薬品費や医療材料費等について、目標期間内に診療科ごとに入院・外来収益対材料費率を明らかにするとともに、調達費用の削減（近隣病院との共同購買、後発医薬品の積極的な採用など）や医療材料の効率的使用の徹底などにより、入院・外来収益対材料費率を20パーセント以下（平成27年度は24.0パーセント）にすること。

ウ 契約方法の見直しなどにより、医薬品、診療材料等の調達コスト及び委託料を削減すること。

2 運営費負担金

保健医療計画や地域の医療ニーズに配慮しつつも、運営費負担金は別に定める目標基準額以下となるよう抑制策を検討すること。

3 目標期間内の収支見直し

(1) 経営管理に係る定量的な数値指標を中期計画で設定し、月次で管理を行うことができるよう、管理方法の検討及びデータの整備を行い、目標達成状況を管理すること。

(2) 四半期ごとに、目標達成状況及びその要因を分析し、地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会に報告すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

関連施設の取扱いについて、次に掲げるとおり実施すること。

(1) 大津市民病院附属看護専門学校の在り方について検討すること。それまでの間、当該施設を運営し、地域医療を担う看護師を育成すること。

(2) 介護老人保健施設ケアセンターおおつの在り方については、市の検討に従って実行すること。それまでの間、当該施設を運営し、できる限り住み慣れた地域や住まいで自立した生活が送れるよう支援すること。

議案第206号

地方独立行政法人市立大津市民病院定款の一部を変更することについて

地方独立行政法人市立大津市民病院定款（平成28年3月28日議決）の一部を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成28年11月28日提出

大津市長 越 直 美

地方独立行政法人市立大津市民病院定款（平成28年3月28日議決）の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表（第19条関係）

1 土地

所 在	面積（平方メートル）
大津市本宮二丁目字一町道88番1の一部	1, 195. 14
大津市本宮二丁目字一町道95番1の一部	1, 823. 99
大津市本宮二丁目字一町道95番4の一部	71. 29
大津市本宮二丁目字一町道101番3	6. 43
大津市本宮二丁目字一町道103番2の一部	20, 380. 36
大津市本宮二丁目字一町道103番8	357. 25
大津市本宮二丁目字一町道103番10	271. 93
大津市本宮二丁目字一町道103番45	1, 372. 50
大津市本宮二丁目字一町道103番49	843. 57
大津市本宮二丁目字一町道103番64	131. 69

大津市本宮二丁目字一町道 1 0 3 番 6 6	6 7 . 8 4
大津市本宮二丁目字一町道 1 0 3 番 6 7	1 , 0 3 3 . 5 1
大津市本宮二丁目字一町道 1 5 5 番 7	1 6 9 . 7 3
大津市石場字後田 4 2 番 2 の一部	1 , 8 5 2 . 2 2
大津市石場字後田 4 2 番 4	1 , 0 9 0 . 3 4
大津市石場字後田 4 2 番 5	2 7 2 . 0 1
大津市石場字後田 4 9 番 2	1 3 0 . 5 4

2 建物

施 設 名	所 在 地	延べ床面積 (平方メートル)
病院本館	大津市本宮二丁目 9 番 9 号	3 1 , 5 7 9 . 0 9
病院別館		8 , 3 6 3 . 0 8
内視鏡センター		5 0 4 . 6 8
放射線治療棟		6 9 1 . 3 2
管理棟		1 , 0 0 9 . 0 5
附属棟		9 7 7 . 6 2
看護師寄宿舍		3 , 0 4 0 . 3 2
備蓄倉庫		2 3 2 . 1 2
第 1 駐車場		5 , 3 2 8 . 3 2
第 2 駐車場		5 , 4 0 6 . 2 6
看護専門学校校舎	大津市石場 1 0 番 5 3 号	2 , 1 5 2 . 1 9
看護専門学校学生会館		1 5 0 . 7 5
介護老人保健施設棟	大津市本宮二丁目 9 番 4 0 号	4 , 3 5 6 . 2 0

議案第 207 号

地方独立行政法人市立大津市民病院に承継させる権利を定めることについて

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 66 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人市立大津市民病院に承継させる権利を次のとおり定めることについて、地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 9 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 28 日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 土地

所 在	面積（平方メートル）
大津市本宮二丁目字一町道 88 番 1 の一部	1, 195. 14
大津市本宮二丁目字一町道 95 番 1 の一部	1, 823. 99
大津市本宮二丁目字一町道 95 番 4 の一部	71. 29
大津市本宮二丁目字一町道 101 番 3	6. 43
大津市本宮二丁目字一町道 103 番 2 の一部	20, 380. 36
大津市本宮二丁目字一町道 103 番 8	357. 25
大津市本宮二丁目字一町道 103 番 10	271. 93
大津市本宮二丁目字一町道 103 番 45	1, 372. 50
大津市本宮二丁目字一町道 103 番 49	843. 57
大津市本宮二丁目字一町道 103 番 64	131. 69
大津市本宮二丁目字一町道 103 番 66	67. 84
大津市本宮二丁目字一町道 103 番 67	1, 033. 51
大津市本宮二丁目字一町道 155 番 7	169. 73
大津市石場字後田 42 番 2 の一部	1, 852. 22

大津市石場字後田 4 2 番 4	1, 0 9 0. 3 4
大津市石場字後田 4 2 番 5	2 7 2. 0 1
大津市石場字後田 4 9 番 2	1 3 0. 5 4

2 建物

施 設 名	所 在 地	延べ床面積 (平方メートル)
病院本館	大津市本宮二丁目 9 番 9 号	3 1, 5 7 9. 0 9
病院別館		8, 3 6 3. 0 8
内視鏡センター		5 0 4. 6 8
放射線治療棟		6 9 1. 3 2
管理棟		1, 0 0 9. 0 5
附属棟		9 7 7. 6 2
看護師寄宿舍		3, 0 4 0. 3 2
備蓄倉庫		2 3 2. 1 2
第 1 駐車場		5, 3 2 8. 3 2
第 2 駐車場		5, 4 0 6. 2 6
看護専門学校校舎	大津市石場 1 0 番 5 3 号	2, 1 5 2. 1 9
看護専門学校学生会館		1 5 0. 7 5
介護老人保健施設棟	大津市本宮二丁目 9 番 4 0 号	4, 3 5 6. 2 0

- 3 前 2 項に掲げるもののほか、地方独立行政法人市立大津市民病院の成立の日の前日において大津市病院事業会計及び大津市介護老人保健施設事業会計に属する公有財産（土地及び建物を除く。）、物品及び債権

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例

大津市事務分掌条例（昭和48年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「都市計画部
建設部」を「未来まちづくり部」に改める。

第2条第1号ウ中「土地利用」を「都市整備及び土地利用」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、エの次に次のように加える。

オ 広域事業に関すること。

第2条第8号を次のように改め、同条第9号を削る。

(8) 未来まちづくり部

ア 都市計画に関すること。

イ 交通政策に関すること。

ウ 都市景観に関すること。

エ 市街地整備に関すること。

オ 土地区画整理に関すること。

カ 自然環境に関すること。

キ 公園に関すること。

ク 住宅に関すること。

ケ 開発調整に関すること。

コ 建築指導に関すること。

サ 土地地籍調査に関すること。

シ 道路に関すること。

ス 建築に関すること。

セ 河川、急傾斜地及び港湾に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(大津市都市計画審議会条例等の一部改正)

- 2 次に掲げる条例の規定中「都市計画部」を「未来まちづくり部」に改める。

(1) 大津市都市計画審議会条例（昭和44年条例第38号）第9条

(2) 大津市建築審査会条例（昭和47年条例第3号）第7条

(3) 大津市開発審査会条例（平成13年条例第5号）第6条

(大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

- 3 大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 未来まちづくり部が所管する指定施設 大津市未来まちづくり部指定管理者選定委員会
- 第11条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市乳がん検診協議会の項の次に次のように加える。

大津びわこ競輪場 跡地公募提案型貸 付事業者選定委員 会	大津びわこ競輪場の跡 地の公募提案型の貸付 けの相手方となる民間 事業者の選定のために 必要な事項を審査等す ること。	5人以 内	学識経験を有する者 及び市職員
---------------------------------------	--	----------	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第2項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第9条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 退職職員（退職した大津市職員退職手当支給条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和

49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の大津市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第9条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における大津市職員退職手当支給条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成28年法律第17号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。)前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間)」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零))」とする。

第3条 新条例第9条第11項(第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する行為(当該行為に関し、この条例による改正前の大津市職員退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第9条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。)をしたもの(施行日前1年以内に旧条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第4条 新条例第9条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する大津市職員退職手当支給条例第9条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する大津市職員退職手当支給条例第9条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 211 号

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

平成 28 年 11 月 28 日提出

大津市長 越 直 美

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉審議会条例（平成 20 年条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「児童福祉」の次に「及び精神障害者福祉」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 212 号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の
一部を改正する条例の制定について

平成 28 年 11 月 28 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の
一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成 18 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「審査会の」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員の任期は、3 年とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 213 号

大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成 28 年 11 月 28 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例（平成 18 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「認定審査会の」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員の任期は、3 年とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年11月28日提出

大津市長 越 直 美

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

(大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「一般ガス事業」を「ガス小売事業及び一般ガス導管事業」に改める。

(大津市ガス供給条例の一部改正)

第2条 大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条の4」を「第19条の5」に、「第6章 雑則（第23条～第25条）」を「第6章 大口供給の供給条件その他の供給条件（第23条～第25条）
第7章 雑則（第26条）」に改める。

第1条中「第2条第1項に規定する一般ガス事業のガスの供給」を「に基づくガス小売事業における小売供給並びに一般ガス導管事業における託送供給及び最終保障供給（法第2条第5項に規定する最終保障供給をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条第10号を次のように改める。

(10) 整圧器 導管の途中に設置し、使用者のガス圧力を一定に保つための自動式調整弁をいう。

第2条中第34号を第37号とし、第33号を第36号とし、同条第32号中「冬期」を「最大需要期」に改め、同号を同条第35号とし、同条第29号から第31号までを3号ずつ繰り

下げ、同条第28号ア中「料金算定期間の」を削り、同号を同条第31号とし、同条第27号中「ガスの使用量（以下「使用量」という。）」を「使用量」に改め、同号を同条第30号とし、同条中第26号を第29号とし、第25号を第28号とし、同条第24号中「（以下「居住部分」という。）」を削り、同号を同条第27号とし、同条中第23号を第26号とし、第22号を削り、第21号を第23号とし、同号の次に次の2号を加える。

(24) コージェネレーションシステム ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その際に発生する熱を利用する熱電供給システム又は熱動供給システムをいう。

(25) 家庭用コージェネレーションシステム コージェネレーションシステムのうち、家庭の用に供するものをいう。

第2条中第20号を第22号とし、第15号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、同条第14号中「整圧器等、ガス遮断装置、昇圧供給装置」を「整圧器、ハウスレギュレータ、ガス遮断装置、昇圧防止装置、昇圧供給装置、負荷計測器」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を削り、第12号を第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 負荷計測器 ガスメーターからのパルス信号を受信し、1時間当たりのガスの使用量（以下「使用量」という。）、1日当たりの使用量等を計測するための計測器をいう。

第2条第11号を同条第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 昇圧防止装置 高所において使用者に供給するガスの圧力が最高圧力を超えるのを防止するための装置をいう。

第2条第10号の次に次の1号を加える。

(11) ハウスレギュレータ 中間圧（最高圧力を超え0.1メガパスカル未満の圧力をいう。）で送られてきたガスを第13条第1項第2号に規定する圧力の範囲内に調整して使用者に供給するための装置をいう。

第2条に次の6号を加える。

(38) 昼間 午前7時から午後10時までの間をいう。

(39) 夜間 午後10時から午前7時までの間をいう。

(40) 契約使用可能量 各空調機器の単体の定格入力キロワット数を標準熱量のメガジュール数で除し、3.6を乗じて得た数値（その数値に小数点第2位以下の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。）を合計した数値（その数値が1立方メートルに満たないときはこれを1立方メートルとし、その数値に小数点以下の端数が生じたときはこ

れを切り捨てるものとする。)をいう。

(41) 契約最大使用量 1年間に於いて1時間当たりの使用量が最大となる時間における1時間の使用量としてガスの供給契約(以下「契約」という。)で定めるものをいう。

(42) 契約昼間使用量 最大需要期に於いて昼間の使用量が最大となる月における1か月の昼間の使用量として契約で定めるものをいう。

(43) 契約夜間使用量 最大需要期に於いて使用量が最大となる月における1か月の使用量として契約で定めるものから契約昼間使用量を控除した使用量をいう。

第2条に次の1項を加える。

2. 前項に規定するもののほか、この条例に於いて使用する用語は、法に於いて使用する用語の例による。

第3条中「一般ガス事業」を「ガス小売事業及び一般ガス導管事業」に改める。

第3条の2中「ガスの供給契約(以下単に「契約」という。)」を「契約」に、「うえ」を「上」に改める。

第3条の3第1項に次の7号を加える。

- (8) 空調用A契約1種
- (9) 空調用A契約2種
- (10) 時間帯別B契約1種
- (11) 時間帯別B契約2種
- (12) 業務用季節別A契約
- (13) 業務用季節別B契約
- (14) 業務用一部料金契約

第3条の3第2項中「小型空調契約、空調夏期契約1種、空調夏期契約2種、家庭用空調契約、家庭用ガス温水床暖房契約及び家庭用コージェネレーションシステム契約」を「前項第2号から第14号までに掲げる契約」に改め、同条第4項中「その他期の期間にガスの」を「その他期に」に、「使用者」を「需要家(本市から小売供給を受ける者をいう。以下同じ。)」に改め、同条第5項中「その他期の期間にガスの」を「その他期に」に、「使用者」を「需要家」に改め、同条第6項中「ガスメーターの能力(ガスメーターの1時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値をいう。以下同じ。)(当該需要場所(ガスを使用する場所をいう。以下同じ。))に2個以上のガスメーターを設置する場合に於ては、それらのガスメーターの能力の合計)が10立方メートル毎時以下の」を削り、同条第7項中「業務部分と居住部分と

に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されている併用住宅の居住部分」を「併用住宅」に改め、同条第8項中「ガスメーターの能力（当該需要場所に2個以上のガスメーターを設置する場合にあっては、それらのガスメーターの能力の合計）が10立方メートル毎時以下の」及び「（使用するガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力が700ワット以上5キロワット以下であるものに限る。）」を削り、同条に次の8項を加える。

- 9 空調用A契約1種は、空調機器を専用利用するために年間を通じてガスを使用する契約で、夏期を含むその他期に使用量が特に多い場合に需要家により有利なものとする。
- 10 空調用A契約2種は、空調機器を専用利用するために年間を通じてガスを使用する契約で、夏期を含むその他期に使用量が多い場合に需要家に有利なものとする。
- 11 時間帯別B契約1種は、年間を通じてガスを使用する契約で、夜間に使用量が特に多い場合に需要家により有利なものとする。
- 12 時間帯別B契約2種は、年間を通じてガスを使用する契約で、夜間に使用量が多い場合に需要家に有利なものとする。
- 13 業務用季節別A契約は、年間を通じてガスを使用する契約で、夏期を含むその他期に使用量が特に多い場合に需要家により有利なものとする。
- 14 業務用季節別B契約は、年間を通じてガスを使用する契約で、夏期を含むその他期に使用量が多い場合に需要家に有利なものとする。
- 15 業務用一部料金契約は、需要家が入札等によりガスを調達しようとする場合の契約で、当該需要家のガスの需給計画等から基準単位料金のみを設定するものとする。
- 16 第3項から前項までの契約に係る供給条件その他契約に関し必要な事項は、他の需要家の利益、本市のガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他効率的な事業運営に資することを考慮して、公営企業管理者が別に定める。

第5条の見出し中「整圧器等」を「整圧器」に改め、同条第1項中「整圧器等（第6項）」を「整圧器（第5項）」に、「第2項から第5項まで」を「次項から第4項まで」に改め、同条第2項中「整圧器等」を「整圧器」に改め、同条第3項中「整圧器等」を「整圧器」に、「うえ」を「上」に改め、同条第4項中「整圧器等」を「整圧器」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第6条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用者の申込みにより供給管の位置替えを行う場合は、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えた金額をいう。）は、使用者が負担す

るものとする。ただし、本市が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

第7条第3項、第8条第2項及び第8条の2第2項中「第5条第7項」を「第5条第6項」に改める。

第8条の3の見出し中「ガスメーター」を「ガスメーター等」に改め、同条第1項中「需要場所」の次に「(ガスを使用する場所をいう。以下同じ。)」を加え、「使用者」を「需要家」に改め、同条第3項中「ガスメーターは」を「ガスメーター、ハウスレギュレータ、昇圧防止装置及び負荷計測器(以下「ガスメーター等」という。)は」に、「ガスメーターの」を「ガスメーター等の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「本市」を「ガスメーター」に、「うえ」を「上」に、「ガスメーターを設置する」を「設置するものとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 本市は、1時間当たりの使用量又は昼間の使用量を計測する契約を需要家との間で締結するときは、ガスメーターに負荷計測器を設置する。

第14条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合

第15条第1項第1号中「支払い」を「支払」に改め、同項第2号中「とは同一」を「と、空調用A契約1種と空調用A契約2種と、時間帯別B契約1種と時間帯別B契約2種とは、それぞれ同一」に、「支払い」を「支払」に改める。

第17条中「使用者」を「需要家」に改める。

第19条第2項を次のように改める。

2 早収料金は、基本料金と基準単位料金に使用量を乗じて得た従量料金との合計額とする。

第19条第6項中「使用者」を「需要家」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「別表第2から別表第8までの各料金表に定める基本料金(別表第4及び別表第5を適用する場合にあっては、定額基本料金と流量基本料金との合計額をいう。)」を「第3項又は第4項の規定による基本料金」に、「別表第2から別表第8までの各料金表に定める基準単位料金」を「第3項又は第4項の規定による基準単位料金」に、「別表第3、別表第6、別表第7及び別表第8の各料金表」を「の料金表」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同項第2号から第4号までの規定中「使用者」を「需要家」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 一般契約に係る前項の基本料金及び基準単位料金は、別表第2の料金表に定めるとおりと

する。

- 4 次の各号に掲げる契約に係る第2項の基本料金及び基準単位料金は、それぞれ当該各号に定める額を上限とし、他の需要家の利益、本市のガス事業の健全な経営等に資することを考慮して算出した額を下限として公営企業管理者が別に定める。ただし、第2号及び第3号に掲げる契約に係る最大需要期の同項の基本料金及び基準単位料金は、別表第2の料金表に定める額とする。

(1) 小型空調契約 別表第3に定める額

(2) 空調夏期契約1種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第4に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第4に定める額

(3) 空調夏期契約2種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第5に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第5に定める額

(4) 家庭用空調契約 別表第6に定める額

(5) 家庭用ガス温水床暖房契約 別表第7に定める額

(6) 家庭用コージェネレーションシステム契約 別表第8に定める額

(7) 空調用A契約1種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第9に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第9に定める額

(8) 空調用A契約2種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第10に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第10に定める額

(9) 時間帯別B契約1種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 次の(ア)に定める基本料金(甲)と(イ)に定める基本料金(乙)との合計額

(ア) 基本料金(甲) 別表第11に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額との合計額

(イ) 基本料金(乙) 別表第11に定める昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額と同表に定める夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第11に定める額

(10) 時間帯別B契約2種 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 次の(ア)に定める基本料金(甲)と(イ)に定める基本料金(乙)との合計額

(ア) 基本料金(甲) 別表第12に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額との合計額

(イ) 基本料金(乙) 別表第12に定める昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額と同表に定める夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第12に定める額

(11) 業務用季節別A契約 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第13に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第13に定める額

(12) 業務用季節別B契約 次のア及びイに掲げる額

ア 基本料金 別表第14に定める定額基本料金と同表に定める流量基本料金単価にガスメーターの能力(ガスメーターの1時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値をいう。以下同じ。)(公営企業管理者が別に定める場合にあっては、契約最大使用量)を乗じた額との合計額

イ 基準単位料金 別表第14に定める額

(13) 業務用一部料金契約 別表第15に定める額

第19条の2第1項を次のように改める。

公営企業管理者は、需要家が次の各号のいずれかに該当するときは、当該需要家の早收料金から、1か月につき当該各号に定める額を上限として公営企業管理者が別に定める額を差し引いたものを早收料金とすることができる。

(1) 第3条の3第1項第5号又は第7号に掲げる契約において、需要家が次のアからウまでのいずれかに該当する場合 当該アからウまでに定める額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)。ただし、その額が4,320円を超えるときは、4,320円とする。

ア 同一の需要場所で家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機、ガスコンロ及び家庭用ガス温水床

暖房システムを使用している場合 早収料金の9パーセントに相当する額

イ 同一の需要場所で家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機及び家庭用ガス温水床暖房システムを使用している場合 早収料金の7パーセントに相当する額

ウ 同一の需要場所でガスコンロ及び家庭用ガス温水床暖房システムを使用している場合 早収料金の5パーセントに相当する額

(2) 第3条の3第1項第6号に掲げる契約において、需要家が次のアからウまでのいずれかに該当する場合 当該アからウまでに定める額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）。ただし、その額が4,320円を超えるときは、4,320円とする。

ア 同一の需要場所で家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機及びガスコンロを使用している場合 早収料金の9パーセントに相当する額

イ 同一の需要場所で家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機を使用している場合 早収料金の7パーセントに相当する額

ウ 同一の需要場所でガスコンロを使用している場合 早収料金の5パーセントに相当する額

(3) 第3条の3第1項第10号から第13号までに掲げる契約において、需要家が同一の需要場所で定格発電出力が5キロワット以上のコージェネレーションシステムを使用している場合 1立方メートル当たり1,62円

第19条の2第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項第1号及び第2号」に、「使用者」を「需要家」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項ただし書中「前項」を「同項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の2項を加える。

4 第1項第3号に規定する割引制度の適用を受けようとする需要家は、原則として、第3条の3第1項第10号から第13号までに掲げる契約の締結と同時に、割引単価その他の供給条件に関する契約（第19条の5において「割引契約」という。）を本市と締結しなければならない。

5 割引制度に係る適用条件その他必要な事項は、他の需要家の利益、本市のガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他効率的な事業運営に資することを考慮して、公営企業管理者が別に定める。

第19条の3第3項中「本市は、」を削り、「別表第2から別表第8までの各料金表の」を「第19条第3項又は第4項の規定による」に、「とみなして、これらの各料金表を適用する」を

「とみなす」に改める。

第19条の4中「使用者」を「需要家」に改め、第4章中同条の次に次の1条を加える。

(精算額)

第19条の5 本市は、第3条の3第1項第8号から第14号までに掲げる契約又は割引契約の期間中において、需要家の都合によりこれらの契約の変更若しくは解除があった場合又は需要家が適用条件を満たさなくなった場合は、需要家から精算額を徴収することができる。

2 前項に規定する精算額の算定方法は、公営企業管理者が別に定める。

第21条第6項中「第8条の3第2項」を「第8条の3第1項」に改め、「ガスメーター」の次に「及び同条第2項の規定により設置した負荷計測器」を加える。

「第6章 雑則」を「第6章 大口供給の供給条件その他の供給条件」に改める。

第23条を次のように改める。

(大口供給の供給条件)

第23条 公営企業管理者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合において、需要家の一定数量以上の需要に応じた特別の供給条件を設定する必要があると認めるときは、この条例に定める供給条件にかかわらず、当該需要家との合意に基づき、企業局管理規程の定めるところにより、当該需要家に有利な供給条件によるガスの供給（以下「大口供給」という。）を行うことができる。この場合において、大口供給に係る1立方メートル当たりの料金の額は、別表第2第1項の表に定める基準単位料金の額を上限とし、他の需要家の利益、本市のガス事業の健全な経営等に資することを考慮して算出した額を下限として公営企業管理者が別に定める。

- (1) 一の供給地点について供給を約した年間のガス供給量が、大口基準達成量（熱量45メガジュールのガスを常温及び常圧で供給するものとして換算した場合に100,000立方メートルとなる量をいう。以下同じ。）以上であること。
- (2) 当該大口供給に係る契約において、実際に年間に供給したガスの量（以下「実績年間使用量」という。）が正当な理由なく大口基準達成量に達しなかった場合には、需要家が大口基準未達補償料を本市に支払う旨を約していること。
- (3) 大口基準達成量以上のガスの供給を3年以上行っている場合であって、直近の3年において、連続して、実績年間使用量が正当な理由なく大口基準達成量に達しなかったものではないこと。

2 2年以上継続する大口供給を約した場合の1年目のガス供給量に対する前項第1号の適

用については、2年目以降に供給することを約した年間のガス供給量が同号に適合する場合に限り、同号中「年間のガス供給量」とあるのは、「1年目の後半6月間のガス供給量を2倍したもの」とする。

3 第1項第2号の大口基準未達補償料は、大口基準達成量から実績年間使用量を減じたものに、料金のうちガス供給量に応じて算定する料金の年間の総額を実績年間使用量で除したものを乗じて得た額とする。

4 第2項の規定により第1項第1号を読み替えて適用した場合の前項の規定の適用については、同項中「実績年間使用量」とあるのは「実際の1年目の後半6月間のガス供給量を2倍したもの」と、「年間の総額」とあるのは「当該期間の総額を2倍したもの」とする。

第23条の2及び第24条を削る。

第24条の2の見出しを「(託送供給の供給条件)」に改め、同条中「法第2条第12項に規定する」を削り、同条を第24条とする。

第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条及び章名を加える。

(最終保障供給の供給条件)

第25条 第17条、第18条、第19条(第4項を除く。)、第19条の3及び第19条の4の規定は、最終保障供給に係る料金の納付期限、算定方法等について準用する。この場合において、第17条中「需要家」とあるのは「使用者」と、第19条第3項中「一般契約」とあるのは「最終保障供給」と、「別表第2」とあるのは「別表第16」と、同条第5項中「需要家」とあるのは「使用者」と、同条第6項中「第3項又は第4項の規定による」とあるのは「別表第16の料金表に定める」と、「別表第2」とあるのは「別表第16」と、同条第8項中「需要家」とあるのは「使用者」と、第19条の3第3項中「第19条第3項又は第4項の規定による」とあるのは「別表第16の料金表に定める」と、第19条の4中「需要家」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、最終保障供給の供給条件その他必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

第7章 雑則

別表第1第1項中「整圧器等」を「整圧器」に改め、同表第2項中「金額」の次に「(その額が54,400,000円を超えるときは、54,400,000円)」を加える。

別表第3を次のように改める。

別表第3(第19条関係)

小型空調契約に適用する料金の上限額

基本料金	ガスメーター1個につき1か月 3,219.42 円
基準単位料金	1立方メートルにつき 127.49 円

別表第4及び別表第5中「料金表」を「料金の上限額」に改める。

別表第6から別表第8までを次のように改める。

別表第6（第19条関係）

家庭用空調契約に適用する料金の上限額

基本料金	ガスメーター1個につき1か月 3,001.37 円
基準単位料金	1立方メートルにつき 158.58 円

別表第7（第19条関係）

家庭用ガス温水床暖房契約に適用する料金の上限額

基本料金	ガスメーター1個につき1か月 3,001.37 円
基準単位料金	1立方メートルにつき 158.58 円

別表第8（第19条関係）

家庭用コージェネレーションシステム契約に適用する料金の上限額

基本料金	ガスメーター1個につき1か月 3,510.51 円
基準単位料金	1立方メートルにつき 158.58 円

別表第8の次に次の8表を加える。

別表第9（第19条関係）

空調用A契約1種に適用する料金の上限額

定額基本料金	ガスメーター1個につき1か月 41,040 円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき 2,257.20 円
基準単位料金	1立方メートルにつき 63.79 円

別表第10（第19条関係）

空調用A契約2種に適用する料金の上限額

定額基本料金	ガスメーター1個につき1か月 11,880 円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき 2,257.20 円
基準単位料金	1立方メートルにつき 72.43 円

別表第11（第19条関係）

時間帯別B契約1種に適用する料金の上限額

定額基本料金	ガスメーター1個につき1か月 194,400 円
--------	--------------------------

流量基本料金単価	1立方メートルにつき 729.00 円
昼間基本料金単価	1立方メートルにつき 2.46 円
夜間基本料金単価	1立方メートルにつき 0.92 円
基準単位料金	1立方メートルにつき 75.21 円

別表第12（第19条関係）

時間帯別B契約2種に適用する料金の上限額

定額基本料金	ガスメーター1個につき1か月 32,400 円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき 729.00 円
昼間基本料金単価	1立方メートルにつき 2.46 円
夜間基本料金単価	1立方メートルにつき 0.92 円
基準単位料金	1立方メートルにつき 83.83 円

別表第13（第19条関係）

業務用季節別A契約に適用する料金の上限額

定額基本料金	ガスメーター1個につき1か月 21,600 円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき 1,026.00 円
基準単位料金	1立方メートルにつき 97.87 円

別表第14（第19条関係）

業務用季節別B契約に適用する料金の上限額

定額基本料金	ガスメーター1個につき1か月 8,100 円
流量基本料金単価	1立方メートルにつき 864.00 円
基準単位料金	1立方メートルにつき 110.88 円

別表第15（第19条関係）

業務用一部料金契約に適用する料金の上限額

基準単位料金	1立方メートルにつき 158.58 円
--------	---------------------

別表第16（第25条関係）

最終保障供給契約に適用する料金表

1 料金表A

適用区分	使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター1個につき1か月 825.96 円
基準単位料金	1立方メートルにつき 190.29 円

2 料金表B

適用区分	使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター1個につき1か月 1,249.32円
基準単位料金	1立方メートルにつき 169.12円

3 料金表C

適用区分	使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター1個につき1か月 1,378.92円
基準単位料金	1立方メートルにつき 166.53円

4 料金表D

適用区分	使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター1個につき1か月 1,514.69円
基準単位料金	1立方メートルにつき 165.18円

5 料金表E

適用区分	使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合
基本料金	ガスメーター1個につき1か月 2,292.29円
基準単位料金	1立方メートルにつき 161.29円

6 料金表F

適用区分	使用量が500立方メートルを超える場合
基本料金	ガスメーター1個につき1か月 3,576.96円
基準単位料金	1立方メートルにつき 158.72円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の大津市ガス供給条例第3条の3第1項第8号から第14号までに掲げる契約の締結その他の必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。